

農地法第3条の許可申請の手続きについて

農地の売買、贈与、貸し借りなどで、農業委員会の許可が必要な場合は以下のとおりです。

許可申請手続きが必要	許可申請手続きが不要
・売買、贈与、交換 ・貸し借り ・競売、公売 ・特定遺贈(相続人以外)	・相続(遺産分割、包括遺贈を含む) ・法人の合併、分割 ・時効取得 ・国や都道府県、市町村等による用地買収 ・利用権設定等促進事業、農地中間管理事業による貸し借り

○ 許可の条件

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること
- ② 必要な農作業に常時従事すること
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと
- ④ (法人が所有権を取得する場合) 農地所有適格法人であること

	許可要件	不許可の例
①	・農地(元から耕作していた分も含む)すべてを耕作すること ・機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること	・農地の一部しか耕作しない ・耕作に必要な機械の確保(所有・リースどちらでも可)ができない
②	・農地の取得者が必要な農作業に常時従事(原則年間150日以上)すること	・取得した農地の耕作を他者に委託する
③	・水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと ・地域計画に支障がないこと	・地域の基準に沿った適切な防除を行わない ・すでに他者がまとまった状態で農地を利用している場所を分断するように取得する
④	・法人の主な事業が農業関係(売上高の過半) ・議決権の過半が農業関係者 ・役員の過半が常時従事する構成員	・左記の条件を満たさない(賃借は可能)

○ 許可申請手続きの流れ

(1) 申請についての事前相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話等で事前に申請内容についてご連絡ください。必要な書類や注意事項についてご説明します。

農業委員会事務局（砺波市役所 2 号別館 1 階）

TEL 0763-33-1427 Fax 0763-33-1129

(2) 申請書の提出・受付

毎月 20 日（休日の場合は直前の平日）が申請書提出の締め切りです。

農業委員会事務局までご提出ください。

(3) 申請書の審査

申請書の内容を確認します。

必要に応じて、申請者の方に内容の詳細についてお伺いすることがあります。

受付の翌月上旬に開催される農業委員会総会で許可・不許可が決定されます。

(4) 許可書の交付

許可書をお渡ししますので、ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。